

最高裁判規則

○最高裁判所規則第五号

執行官の手数料及び費用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十一年六月十五日

最高裁判所

執行官の手数料及び費用に関する規則の一部を改正する規則
執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

千円を超え五千円以下	十五万七千二百円に千円を加算した額
五千円を超え一億円以下	五十五万七千二百円に五千円を加算した額
一億円を超え三億円以下	九十五万七千二百円に一億円を加算した額
三億円を超え十億円以下	百九十五万七千二百円に三億円を加算した額
十億円を超えるも	四百五十七万七千二百円に十億円を加算した額

第八条第一項の表中

千円を超え三万円以下	十五万七千二百円に千円を加算した額
三万円を超え五万円以下	三十三万七千二百円に三万円を加算した額
五万円を超え一億円以下	四十五万七千二百円に五万円を加算した額
一億円を超え三億円以下	六十五万七千二百円に一億円を加算した額
三億円を超え五億円以下	百五十七万七千二百円に三億円を加算した額
五億円を超え十億円以下	百二十五万七千二百円に五億円を加算した額
十億円を超えるも	百五十万七千二百円に十億円を加算した額

に改める。

第十八条第一項中「三万円」を「三万九千円」に改める。
附則

- この規則は、平成十一年七月一日から施行する。
- この規則の施行前に完了していない現況の調査の手数料及びこの規則の施行前にした売却の実施の手数料の額については、なお従前の例による。

最高裁判所長官 山口 繁

省令

○大蔵省、厚生省、令第二号

農林水産省、通商産業省
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第二条第六項及び第七項の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十一年六月十五日

大蔵大臣 宮澤 喜一

厚生大臣 宮下 創平

農林水産大臣 中川 昭一

通商産業大臣 与謝野 馨

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「アルミニウム製の容器包装に係る物」の下に、「主として段ボール製の容器包装に係る物」を、「もの」の下に「及び主として段ボール製のもの」を加える。
第四条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。
○厚生省令第六十五号
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第一条第六項の規定に基づき、容器包装廃棄物の分別収集に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十一年六月十五日

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令
容器包装廃棄物の分別収集に関する省令（平成七年厚生省令第六十二号）の一部を次のように改正する。
第一条の表の五の項中「第一号、第三号及び第四号並びに」を「第一号から第四号まで及び」に改め、同項中「四」を削り、同項を同表の七の項とし、同項の次に次の一項を加える。

平成十一年六月十五日

厚生大臣 宮下 創平

八 主としてプラスチック製の容器包装（飲料又はしょうゆを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く）に係る物

- 一の項第一号、第三号及び第四号に適合すること。
- 圧縮されていること。ただし、白色の発泡スチロール製食品用トレイの場合、この限りでない。
- 飲料又はしょうゆを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器が混入していないこと。
- プラスチック製のふた以外のふたが除去されていること。
- 白色の発泡スチロール製食品用トレイの場合にあっては、洗浄され、乾燥されていること。

四 主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び別表第一の五の項に掲げる商品の容器を除く。）容器包装のうち、主として紙製のもの（主として段ボール製の容器包装及び別表第一の五の項に掲げる商品の容器を除く。）に係る分別基準適合物
第四条に次の一号を加える。
六 主としてプラスチック製の容器包装（別表第一の七の項に掲げる商品の容器を除く。）容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの（別表第一の七の項に掲げる商品の容器を除く。）に係る分別基準適合物
別表第二特定分別基準適合物の欄及び別表第三特定分別基準適合物の欄中「第四条第四号」を「第四条第五号」に改める。
様式第一及び様式第二中「第4号」を「第4号」に、「第4号」を「第4号」に、「第4号」を「第4号」に、「第4号」を「第4号」に、「第4号」を「第4号」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 特定容器製造等事業者に係る特定容器分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部改正

第三条 特定容器製造等事業者に係る特定容器分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表特定分別基準適合物の欄中「第四条第四号」を「第五条第五号」に改める。

第二條の表の四の項中「もの」の下に「及び主として段ボール製のものを」を加え、同項を同表の五の項とし、同項の次に次の一項を加える。

六	主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てるための容器）原料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）に係る物	一 一の項第一号、第三号及び第四号並びに四の項第一号に適合すること。 二 結束され、又は圧縮されていること。 三 主として段ボール製の容器包装及び主として紙製の容器包装であつて飲料を充てるための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）が混入していないこと。 四 紙製のふた以外のふたが除去されていること。
---	--	---

第二條の表の三の項の次に次の一項を加える。

四	主として段ボール製の容器包装に係る物	一 一の項第一号から第四号までに適合すること。 二 濡れていないこと。
---	--------------------	--

附則
この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○総務庁告示第百号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。
平成十一年六月十五日
総務庁長官 太田 誠一

指定統計の名称 工業統計調査
調査票の使用目的 横浜市が、平成七年横浜市産業連関表の一の作成に当たり、製造業部門の生産額推計のための基礎資料とするため、同市に係る平成七年の工業統計調査工業調査票乙（磁気テープに転写分）から所要の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲 横浜市経済局総務部経済政策課の職員及び同市から集計事務を受託した財団法人横浜・神奈川総合情報センターの職員
○法務省告示第百三十六号
東京都八王子市役所備付けの次の戸籍の一部が滅失した。
平成十一年六月十五日
法務大臣 陣内 孝雄

東京都八王子市大横町七十四番地 井上善三郎
○法務省告示第百三十七号
商業登記規則の一部を改正する省令（平成十年法務省令第二十九号）附則第一條第一項の規定他

の省令において準用する場合を含む。）に基づき、それぞれ次のとおり登記所及び適用開始日を指定する。
平成十一年六月十五日
法務大臣 陣内 孝雄

神戸地方方法務局和田山出張所	平成十一年七月一日
山口地方方法務局新南陽出張所	同
徳島地方方法務局小松島出張所	同
松山地方方法務局西条支局	同
金沢地方方法務局門前出張所	平成十一年七月二日
鹿児島地方方法務局出水出張所	同
水戸地方方法務局古河出張所	平成十一年七月五日
宇都宮地方方法務局足利支局	同
静岡地方方法務局小笠出張所	同
京都地方方法務局舞鶴支局	同
神戸地方方法務局福岡出張所	同
名古屋地方方法務局小牧出張所	同
岐阜地方方法務局高山支局	同
富山地方方法務局射水出張所	同

秋田地方方法務局横手支局	同
津地方方法務局亀山出張所	平成十一年七月六日
福島地方方法務局本宮出張所	同
金沢地方方法務局珠洲出張所	平成十一年七月九日
宮崎地方方法務局延岡支局	平成十一年七月十二日
大阪府法務局泉出張所	平成十一年七月十三日
津地方方法務局鈴鹿出張所	同
大阪府法務局守口出張所	平成十一年七月十五日
東京府法務局台東出張所	平成十一年七月十九日
福井地方方法務局丸岡出張所	同
佐賀地方方法務局神埼出張所	同
浦和府法務局川口出張所	平成十一年七月二十一日
福島地方方法務局小野町出張所	同
千葉地方方法務局東金出張所	平成十一年七月二十二日
東京府法務局府中出張所	平成十一年七月二十六日
千葉地方方法務局浦安出張所	同
福岡府法務局甘木支局	同
松江地方方法務局出雲支局	平成十一年七月二十七日
青森地方方法務局弘前支局	平成十一年七月二十九日

○法務省告示第百三十八号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成十一年六月十五日
法務大臣 陣内 孝雄

住所 三鷹県松阪市久保町833番地10	韓成孝 昭和43年4月19日生
住所 長野県松本市大字佐賀7539番地1	姜正裕 昭和41年4月5日生
住所 長野県松本市大字芳川野瀬1184番地7	姜正興 昭和46年1月6日生
住所 東京都杉並区下高井戸5丁目7番9号	池一子 昭和7年5月2日生

住所 長崎県上県郡上対馬町大字河内328番地1	金相蘭 昭和26年6月29日生
住所 丁順子 昭和28年3月31日生	金南旭 昭和61年3月18日生
住所 東京都目黒区八雲2丁目6番12号	金美華 昭和54年3月15日生
住所 福岡市南区井尻2丁目23番8—503号	金聖華 昭和55年10月28日生
住所 金南哲 昭和58年4月5日生	住所 高知市口畑山205番地7
住所 申順信 昭和44年12月14日生	住所 大阪府高石市篠園1丁目12番12—603号
住所 白敦子 昭和49年7月25日生	住所 大阪府泉佐野市日根野2284番地10
住所 李妙子 昭和29年6月15日生	住所 茨城県下館市大字野野890番地7
住所 趙春蓉 昭和43年11月10日生	住所 大阪府門真市千石東町29番15号
住所 黄麗莎 昭和39年2月11日生	住所 大阪府東淀川区東中島6丁目12番3—403号
住所 鄭誠功 昭和26年8月29日生	住所 鄭素華 昭和28年2月13日生
住所 鄭岩 昭和52年9月17日生	住所 鄭春 昭和54年9月14日生
住所 福井市花月4丁目5番14号	住所 福井市上野町第14号15番地
住所 安慶孝 昭和45年5月2日生	住所 横浜市港南区芹が谷2丁目23番4—445号
住所 郭威 昭和39年6月8日生	住所 田玉梅 昭和40年11月15日生
住所 郭森 平成2年7月7日生	住所 神奈川県横浜市山方1226番地14
住所 澤ノ・ニ・タン 昭和57年3月4日生	住所 権純誠 昭和35年11月9日生
住所 殿光弘 昭和36年2月11日生	住所 殿正淳 昭和61年2月18日生
住所 殿太燮 昭和63年12月13日生	住所 殿仁燮 平成3年5月2日生